

自転車運転者講習制度



危険な運転を繰り返す自転車運転者には公安委員会から講習の受講が命ぜられます。

Q. 受講対象となるのはどんな人？

A. 特定の危険行為を過去3年以内に2回以上繰り返した自転車運転者(14歳以上)が対象となります。

Q. 講習って何をするの？

A. テキストや視聴覚教材を利用して、自転車のルール等の再確認をします。

～内容～

- ・ 交通ルールに関する小テスト
- ・ 受講者自身の危険な行動を振り返り、事故の危険性や安全行動についてディスカッション など



Q. 講習を受けなかったらどうなるの？

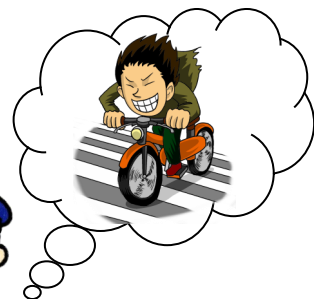
A. 受講命令を受けた人が指定された期間内に受講しなかった場合は5万円以下の罰金になります。

Q. 講習はどのくらい時間がかかるの？



A. 3時間で講習手数料は6,000円となります。

Q. どんな危険行為をすると講習対象になるの？

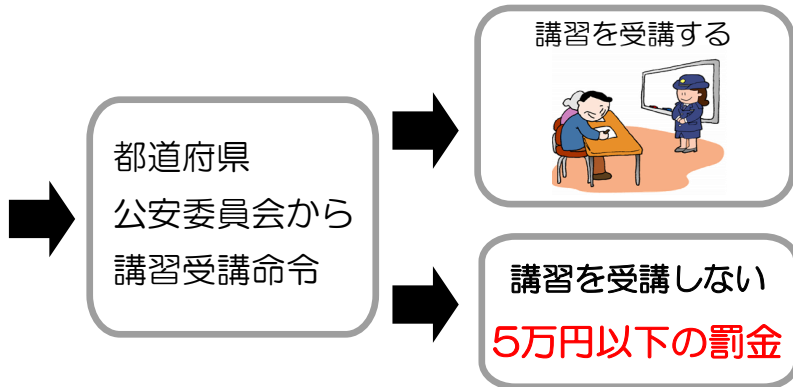
A. 「信号無視」や「一時停止」など14項目の違反に令和2年6月30日から「妨害運転」が加わりました。



自転車乗車中に特定の危険な行為をして交通切符等の取締りを受ける または 交通事故を起こす



を過去3年以内に2回以上繰り返す。



自転車はルールを守って乗りましょう！！